

国内募集型企画旅行取引条件書

- お申込みの際は、この旅行条件書を必ずご一読いただきますようお願いいたします。
- この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明点があれば、ご遠慮なく旅行業務取扱 管理者にお尋ねください。

1. 企画旅行契約について

(1) この旅行は、一般社団法人 富山県西部観光社 水と匠が旅行企画・実施し、ディアモンドデパートメント株式会社（観光庁長官登録旅行業第2-7576号）／東京都世田谷区奥沢8-3-2／一般社団法人全国旅行業協会正会員（以下「当社」といいます。）が募集、販売する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面（以下「最終日程表」といいます。）及び当社旅行業約款企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

2. お申込み

当社ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。電話でのお申込みは受け付けておりません。代金は旅行出発の10日前までにクレジットカード払いにてお支払いいただきます。旅行契約は代金をいただいた時に成立するものと致します。

3. 旅行代金の適用

各コースに明示された旅行代金は特に注釈のある場合を除き満4才 以上の方に適用します。

4. 旅行代金に含まれているもの

旅行日程に明示した次の費用は含まれています。 利用する運送機関の運賃・料金、食事料金、観光料金（入場・ガイド料、体験料等）、消費税等諸税及び添乗員同行費用が含まれます。

5. 旅行代金に含まれていないもの

旅行日程に明示されていない飲食料金及びそれともなう税、サービス料、チップ。超過手荷物料金、クリーニング代、電話代、チップ等 の個人的性質の諸費用。傷害・疾病に関する医療費。

5. 当社による旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画 によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ 円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由等を説明して、旅行日 程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後 に説明します。

6. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額され

るときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減額することがあります。ただし、旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

(2) 本項(1)の定めるところにより、旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

(3) 当社は、旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またこれから支払わなければならない費用を含む。)の減少または増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関などの座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除く。)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

(4) 当社は、運送・宿泊機関などの利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットなどに記載した場合、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

(5) 奇数人員でお申込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けた旅行にあつて、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋になったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、1人部屋を利用するお客様から2人部屋追加代金を申し受けます。

7. 当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除することがあります。

(1)旅行開始前の解除

1.天災地変、運送機関などにおける争議行為、その他の当社の管理できない事由により旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

2.所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけなかったとき。

(2)旅行開始後の解除

1.お客様が病気、その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

2.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないなどの団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

3.天災地変、暴動、運送機関等における争議行為その他の当社の管理出来ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

8. 取消料

お申込み後、お客様のご都合で旅行を取消される場合は、旅行代金に対しておひとりにつき下記の取消料率表に基づき取消料をいただきます。なお、次の1-4の各項に該当する場合を除きます。

1.旅行内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。

a 旅行開始日または終了日の変更

b 観光地、観光施設、その他の目的地の変更

c 運送機関の種類または運送会社の変更

d 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更

e ツアータイトル中の記載のあった事項の変更

2.旅行代金が増額された場合

3.当社が確定日程表を期日(表記の日)までに交付しない場合

4.当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき

<取消料率表>

11日前まで・・・無料

10日前-8日前まで・・・旅行代金の20%

7日前-2日前まで・・・旅行代金の30%

前日・・・旅行代金の40%

当日・・・旅行代金の50%

旅行開始後・・・旅行代金の100%

なお連絡は当社の営業日・営業時間のご連絡を基準とします。 11:00-19:00（休業日は、施設の休館日に準ずる）

9. 旅行管理 (添乗員等)

- (1)当社は、旅行に添乗員を同行させ、旅程管理業務その他当該募集型 企画旅行に当社が必要と認める業務を行わせませす。
- (2)添乗員が同行しない場合は、当社の連絡先を契約書面または確定 書面に記載します。

10. 特別補償

当社の責任の有無にかかわらず募集型企画旅行契約約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中にその生命、身体に一定の損害を受けられた時は、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いいたします。

11. 当社の責任

当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。但し、次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、暴動、運送、宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関 の遅延、不通またはこれらの他に生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。途中の道路・交通状況により予定どおり 運行出来ない場合がございます。特に、お盆や年末年始の頃は運行時刻の遅れが予想されます。なお、スケジュールが極端に遅れた場合でも、タクシー、食事券の提供、又は代金払い戻し請求には応じられませんのでご了承ください。

12. バスについて

貸し切りバス（株式会社 伏木ポートサービス・バスガイドなし）となります。 バス座席は、原則としてお申込み順に前席からとなります。

13. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件及び旅行代金は令和2年8月28日現在を基準とします。

◆国内旅行保険傷害保険の保険加入のお勧め◆

当社は、当社旅行業約款により、お客様が旅行参加中に被られた損害については一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行いただくため、お客様自身でも旅行損害保険に加入されますようお勧めいたします。

◆個人情報の取扱について◆

当社は、旅行申込の際にお申込書にご記入いただいたお客様の個人 情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどについて、お客様との間の連絡、お申込みいただいたご旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用

させていただきます。

<旅行販売会社>

ディアンドデパートメント株式会社

〒158-0083 東京都世田谷区奥沢8-3-2

東京都知事登録旅行業第 2-7576 号

旅行業取扱管理者／相馬夕輝